

羽曳野労働基準監督署発表
令和7年2月18日

羽曳野労働基準監督署
電話 072-942-1308

労働基準法違反の疑いで書類送検 ～月100時間を超える違法な時間外労働の疑い～

令和7年2月18日、羽曳野労働基準監督署（署長 ^{みわ}三輪 ^{かずお}和生）は、株式会社広光及び同社の代表取締役を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社^{ひろみつ}広光（以下、「被疑会社」という。）
所在地 大阪府松原市別所
事業内容 金属製品製造業
- (2) 同社代表取締役A（以下、「被疑者A」という。）

2 違反条文等

労働基準法

- 同法第32条第1項、第2項（労働時間）
- 同法第119条第1号（罰則）
- 同法第121条第1項（両罰規定）

3 事件の概要

被疑者Aは、令和6年4月1日から同年4月30日までの間、金属製品の製造業務を行う被疑会社の労働者2名に対し、労働基準法第36条第1項の規定に基づく労使協定（36協定）を羽曳野労働基準監督署長に届け出ることなく、法定労働時間を超えて、時間外労働を行わせたものである。

4 参考事項

適用法条文等は別紙のとおり。

適用法条文等

労働基準法

(労働時間)

第 32 条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き 1 週間について 40 時間を超えて労働させてはならない。
- 2 使用者は、労働者に、1 週間の各日については、休憩時間を除き 1 日について 8 時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第 36 条

- 1 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）……（中略）……に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、……（中略）……労働させることができる。
(以下略)

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 3 条、第 4 条……（中略）……第 32 条……（中略）……104 条第 2 項の規定に違反した者
(以下略)

(両罰規定)

第 121 条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

(以下略)